

福岡県公報

令和三年十二月二十四日
第二百六十一号
増刊 ①

目次

条 例

- 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………二
- 福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町村支援課) ……………二
- 福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課) ……………三
- 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) ……………八
- 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………九
- 福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部生活保安課) ……………九
- 福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(警察本部交通規制課) ……………一
- 再 掲
- 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ……………一
- 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ……………一二
- 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(教育庁財務課) ……………一三
- 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警察本部警務課) ……………一三

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

1 こども療育センター新光園に勤務する看護師の勤務体制の見直しに伴い、当該看護師の特殊勤務手当の額及び給料の調整額を改めることとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部市町村支援課)

1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市部建築都市総務課)

1 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、長期優良住宅の認定申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和四年二月二十日から施行することとした。ただし、別表五四の項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例 (建築都市部都市計画課)

1 都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)

1 福岡県早良警察署の分割による福岡県城南警察署の新設に伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域を改めることとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の制定により、クロスボウの所持の許可に関する事務が新設されたことに伴い、当該許可の申請に対する審査等に係る手数料について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和四年三月十五日から施行することとした。

◇福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(警察本部交通規制課)

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則の制定に伴い、視覚障がいのある人の移動上の安全性を確保するため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十一号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

福岡県知事 服部 誠太郎

第一条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号)

の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第十二条第二項第一号中「三千五百五十円」を「七千三百円」に改める。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)

の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第二条の表児童福祉施設及び児童相談所の項を次のように改める。

児童福祉施設及び児童相談所	<p>(1) 県立福岡学園に勤務し、直接児童の指導及び自立支援に従事する児童自立支援専門員及び児童生活支援員(福岡県職員の給与に関する条例第十一条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を占める職員(以下「管理職員」という。)を除く。)</p> <p>(2) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の理学療法、作業療法又は言語療法の業務に従事する職員</p> <p>(3) 児童相談所に勤務し、直接要保護児童の一時保護の業務に従事する児童指導員及び保育士</p> <p>(4) 児童相談所に勤務し、直接児童の心理判定の業務に従事する職員</p> <p>(5) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の保育及び指導に従事する児童指導員及び保育士</p> <p>(6) 直接児童の心理判定の業務に従事する職員(4)に掲げる者を除く。</p> <p>(7) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長を除く。)</p> <p>(8) 児童相談所に勤務し、児童福祉司の業務に従事する職員(管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(9) こども療育センター新光園に勤務し、診療エックス線又は衛生検査の業務に従事する技師</p> <p>(10) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師(管理職員を除く。)</p> <p>(11) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長に限る。)</p> <p>(12) こども療育センター新光園に勤務し、調剤又は栄養管理の業務に従事する技師</p>	三
		二・五
		一・五
		〇・五

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十二号

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第八号を削り、第九号を第八号とし、第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十三号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五四の項中「第二十条の第二十三項」を「第二十条の第二十四項」に、「第三十条の四第二十二項」を「第三十八条の四第二十四項」に改める。

別表七五の項及び七六の項を次のように改める。

七五	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項から七八の二の項までにおいて「法」という。）第五条第一項から第五項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査		長期優良住宅建築等計画認定申請手数料		一 新築基準を適用する一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの（当該部分の床面積の合計が五十平方メートル以下のものを除く。）に限る。以下この項、次項及び七六の二の項において同じ。）の場合（第五号の場合を除く。）一件につき 五三、〇〇〇円 （確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第三項に規定するものをいう。以下この項及び七六の二の項において同じ。）の提出があるとき又は確認済設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書		申請のとき
----	--	--	--------------------	--	---	--	-------

であつて、同法第六条の二第四項の規定による長期使用構造等である旨の確認を受け、その結果を記載されたものをいう。ただし、耐震等級一及び耐震等級二又は三で限界耐力計算による場合を除く。以下この項及び七六の二の項において同じ。）の提出があるときは、九、〇〇〇円）

二 増改築基準を適用する一戸建ての住宅の場合（第五号の場合を除く。）一件につき
八〇、〇〇〇円
（確認書の提出があるときは、一一、〇〇〇円）

三 新築基準を適用する共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、次項及び七六の二の項において同じ。）の場合（第五号の場合を除く。）
イ 法第五条第四項の規定による認定の申請の場合
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額
（1）五百平方メートル以内
一件につき
一、二六、〇〇〇円
（確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、一六、〇〇〇円）

（2）五百平方メートルを超え、千平方メートル以内
一件につき
二〇〇、〇〇〇円
（確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、二七、〇〇〇円）

（3）千平方メートルを超え、三千平方メートル以内
一件につき
三九四、〇〇〇円
（確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、三八、〇〇〇円）

（4）三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内
一件につき
七〇七、〇〇〇円

- (5) (確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、六九、〇〇〇円)
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内
一件につき
一、二一五、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、一、一七〇、〇〇〇円)
 - (6) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内
一件につき
二、二四八、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、一九二、〇〇〇円)
 - (7) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内
一件につき
三、二〇九、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、二三四、〇〇〇円)
 - (8) 三万平方メートルを超えるとき
一件につき
三、九三〇、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、二四九、〇〇〇円)
- ロ 法第五条第四項の規定による認定の申請以外の場合
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額を認定の申請に係る住戸の数で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- (1) 五百平方メートル以内
一件につき
一、二六、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、一六、〇〇〇円)
 - (2) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内
一件につき
二〇一、〇〇〇円

- (3) (確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、二八、〇〇〇円)
千平方メートルを超え、三千平方メートル以内
一件につき
三九六、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、四〇〇、〇〇〇円)
- (4) 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内
一件につき
七一〇、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、七二〇、〇〇〇円)
- (5) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内
一件につき
一、二一九、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、一二一、〇〇〇円)
- (6) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内
一件につき
二、二五六、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、二〇〇、〇〇〇円)
- (7) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内
一件につき
三、二二二、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、二四六、〇〇〇円)
- (8) 三万平方メートルを超えるとき
一件につき
三、九四七、〇〇〇円
(確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、二六五、〇〇〇円)

四 増改築基準を適用する共同住宅等の場合(次号の場合を除く。)

イ 法第五条第四項又は第五項の規定による認定の申請の場合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額

- (1) 五百平方メートル以内 一件につき 一八八、〇〇〇円

- (2) (確認書の提出があるときは、二五、〇〇〇円) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内 一件につき 三〇〇、〇〇〇円

- (3) (確認書の提出があるときは、三九、〇〇〇円) 千平方メートルを超え、三千平方メートル以内 一件につき 五九二、〇〇〇円

- (4) (確認書の提出があるときは、五六、〇〇〇円) 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内 一件につき 一、〇六二、〇〇〇円

- (5) (確認書の提出があるときは、一〇三、〇〇〇円) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内 一件につき 一、八二四、〇〇〇円

- (6) (確認書の提出があるときは、一七五、〇〇〇円) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内 一件につき 三、三七五、〇〇〇円

- (7) (確認書の提出があるときは、二八七、〇〇〇円) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内 一件につき 四、八一九、〇〇〇円

- (8) (確認書の提出があるときは、三九二、〇〇〇円)

- (8) 三万平方メートルを超えるとき 一件につき 五、九〇三、〇〇〇円

ロ 法第五条第四項又は第五項の規定による認定の申請以外の場合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額を認定の申請に係る住戸の数で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- (1) 五百平方メートル以内 一件につき 一八八、〇〇〇円

- (2) (確認書の提出があるときは、二五、〇〇〇円) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内 一件につき 三〇一、〇〇〇円

- (3) (確認書の提出があるときは、四〇、〇〇〇円) 千平方メートルを超え、三千平方メートル以内 一件につき 五九四、〇〇〇円

- (4) (確認書の提出があるときは、五八、〇〇〇円) 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内 一件につき 一、〇六四、〇〇〇円

- (5) (確認書の提出があるときは、一〇六、〇〇〇円) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内 一件につき 一、八二八、〇〇〇円

- (6) (確認書の提出があるときは、一七九、〇〇〇円) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内 一件につき 三、三八三、〇〇〇円

- (7) (確認書の提出があるときは、二九五、〇〇〇円)

七六	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の法律第六条第一項の規定を受けた者による法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項及び七七の項の規定の適用を受けるものを除く。）	長期優良住宅建築等計画変更認定（従前規定適用）申請手数料	
<p>（7）二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内 一件につき 四、八三二、〇〇〇円</p> <p>（確認書の提出があるときは、三六四、〇〇〇円）</p> <p>（8）三万平方メートルを超えるとき一件につき 五、九二〇、〇〇〇円</p> <p>（確認書の提出があるときは、三九一、〇〇〇円）</p> <p>五 法第六条第二項の規定による申出がある場合 前四号の規定による金額に五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額</p>	<p>一 新築基準を適用する一戸建ての住宅の場合（第五号の場合を除く。） 一件につき 二六、〇〇〇円</p> <p>（適合証（法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号（法第八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定するものをいう。以下七九の項第一号及び八一の項第一号において同じ。）が証明した書類をいう。以下この項において同じ。）の提出があるときは、三、五〇〇円、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（ただし、耐震等級一及び耐震等級二又は三で限界耐力計算による場合を除く。）以下この項及び次項において同じ。）の提出があるときは、八、五〇〇円）</p> <p>二 増改築基準を適用する一戸建ての住宅の場合（第五号の場合を除く。） 一件につき 三九、〇〇〇円</p> <p>（適合証の提出があるときは、五、〇〇〇円）</p>	申請のとき	

		<p>三 新築基準を適用する共同住宅等の場合（第五号の場合を除く。） 次に掲げる変更申請面積（当該変更の認定の申請に係る建築物の床面積の増加に係る部分の床面積とその他の変更に係る部分の床面積の二分の一の面積とを合算した面積とする。以下この項において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額を変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 五百平方メートル以内 一件につき 一、二四、〇〇〇円</p> <p>（適合証の提出があるときは、一四、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、六六、〇〇〇円）</p> <p>ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内 一件につき 一九九、〇〇〇円</p> <p>（適合証の提出があるときは、二五、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一〇六、〇〇〇円）</p> <p>ハ 千平方メートルを超え、三千平方メートル以内 一件につき 三九三、〇〇〇円</p> <p>（適合証の提出があるときは、三六、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、二〇〇、〇〇〇円）</p> <p>ニ 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内 一件につき 七〇五、〇〇〇円</p> <p>（適合証の提出があるときは、六七、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、三四四、〇〇〇円）</p> <p>ホ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内 一件につき 一、二二二、〇〇〇円</p> <p>（適合証の提出があるときは、一一</p>	
--	--	---	--

- 五、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、五三〇、〇〇〇円)
- ヘ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内
一件につき 二、二四三、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、一九〇、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、九六四、〇〇〇円)
- ト 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内
一件につき 三、二〇四、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、二三四、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一、三一五、〇〇〇円)
- チ 三万平方メートルを超えるとき
一件につき 三、九二六、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、二五〇、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一、五九一、〇〇〇円)
- 四 増改築基準を適用する共同住宅等の場合(次号の場合を除く。)
次に掲げる変更申請面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額を変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
イ 五百平方メートル以内
一件につき 一八六、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、二一〇、〇〇〇円)
- ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内
一件につき 二九八、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、三七〇、〇〇〇円)

別表七六の項の次に次のように加える。

- ハ 千平方メートルを超え、三千平方メートル以内
一件につき 五八九、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、五四〇、〇〇〇円)
- ニ 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内
一件につき 一、〇五七、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、一〇〇、〇〇〇円)
- ホ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内
一件につき 一、八一八、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、一七二、〇〇〇円)
- ヘ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内
一件につき 三、三六四、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、二八五、〇〇〇円)
- ト 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内
一件につき 四、八〇六、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、三五一、〇〇〇円)
- チ 三万平方メートルを超えるとき
一件につき 五、八八九、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、三七五、〇〇〇円)
- 五 法第八条第二項において準用する法第六条第二項の規定による申出がある場合
前四号の規定による金額に五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額

別表七七の項を次のように改める。

七六 の二	法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項の規定の適用を受けるものを除く。）	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	申請のとき
一 新築基準を適用する一戸建ての住宅の場合（第五号の場合を除く。） 一件につき 二六、五〇〇円 （確認書又は確認済設計住宅性能評価書の提出があるときは、四、五〇〇円） 二 増改築基準を適用する一戸建ての住宅の場合（第五号の場合を除く。） 一件につき 四〇、〇〇〇円 （確認書の提出があるときは、六、〇〇〇円） 三 新築基準を適用する共同住宅等の場合（第五号の場合を除く。） 当該変更の認定の申請を七五の項の認定の申請と、当該変更の認定の申請に係る建築物の床面積の増加に係る部分の床面積とその他の変更に係る部分の床面積の二分の一の面積とを合算した面積を同項の認定の申請に係る同項第三号の床面積の合計とそれぞれみなして同号の規定を適用して得た金額 四 増改築基準を適用する共同住宅等の場合（次号の場合を除く。） 当該変更の認定の申請を七五の項の認定の申請と、当該変更の認定の申請に係る建築物の床面積の増加に係る部分の床面積とその他の変更に係る部分の床面積の二分の一の面積とを合算した面積を同項の認定の申請に係る同項第四号の床面積の合計とそれぞれみなして同号の規定を適用して得た金額 五 法第八条第二項において準用する法第六条第二項の規定による申出がある場合 前四号の規定による金額に五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額			

七七	法第九条第一項の規定により譲受人を決定した場合又は同条第三項の規定により区分所有住宅の管理者等が選任された場合における法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の譲受人を決定又は区分所有住宅の管理者等を選任した場合における変更認定申請手数料	申請のとき
		一件につき 三、〇〇〇円	

別表七八の項の次に次のように加える。	七八 の二 法第十八条の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	申請のとき
		一件につき 一六九、〇〇〇円	

附則

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、別表五四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十四号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十六年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号及び第六条第一項第一号の表イ項中欄中「政令第八条第一項第二

号口から二まで」を「原則として、政令第二十九条の九各号」に改める。
第七条中「同令第八条第一項第二号口から二まで」を「原則として、政令第二十九条の九各号」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十五号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表中

福岡県早良警察署	福岡市早良区	福岡市のうち、城南区及び早良区
福岡県早良警察署	福岡市早良区	
福岡県城南警察署	福岡市城南区	福岡市城南区
	福岡市早良区	

改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十六号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
福岡県警察関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類の」に改め、同条第一項第一号中「銃砲または」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可」に改め、同項第二号中「講習受講」を「猟銃又は空気銃講習受講」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 銃刀法第五条の三の二第一項の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習を受けようとする者 クロスボウ講習受講申請手数料

第十一条第一項第四号中「銃砲または」を「銃砲等又は」に改め、同項第五号及び第六号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類の」に改め、同項第七号中「または空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、「銃砲」を削り、同項第九号中「射撃練習資格」を「猟銃等射撃練習資格」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 銃刀法第九条の十六第一項の規定による射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

第十一条第二項の表一の項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類の」に改め、「以下この条において「銃砲所持許可」という。」を削り、「銃砲所持許可」を「猟銃又は空気銃の所持の許可」に、

(一)以外の場合	一〇、五〇〇円(当該銃刀法第四条第一項の規定による許可を受けようとする者が福岡県において同時に他の同項の規定による許可を受けようとする場合における当該他の同項の規定による許可の場合)は、六、七〇〇円)
----------	--

を

(二) 銃刀法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対するクロスボウの所持の許可の場合	六、八〇〇円（当該クロスボウの所持の許可を受けようとする者が福岡県において同時に他のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該他のクロスボウの所持の許可の場合にあつては、四、三〇〇円）
(一)及び(二)以外の場合	一〇、五〇〇円（銃刀法第四条第一項の規定による許可を受けようとする者が福岡県において同時に他の同項の規定による許可を受けようとする場合における当該他の同項の規定による許可の場合にあつては、六、七〇〇円）

に改め、同表二

の項中「講習受講」を「猟銃又は空気銃講習受講」に、「銃砲所持許可」を「猟銃又は空気銃の所持の許可」に改め、同項の次に次のように加える。

二の二 クロスボウ講習受講申請手数料	(一) 現にクロスボウの所持の許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習の場合 (二) (一)以外の場合	三、〇〇〇円 六、九〇〇円
--------------------	---	------------------

第十一条第二項の表四の項中「当該銃刀法」を「銃刀法」に改め、同表五の項及び六の項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類の」に改め、同表七の項を次のように改める。

七 所持許可更新申請手数料	(一) 新たな許可証の交付を伴う許可更新（クロスボウに係るものを除く。）の場合	七、二〇〇円（許可更新（クロスボウに係るものを除く。）を受けようとする者が福岡県において同時に他の許可更新（クロスボウに係るものを除く。）を受けようとする場合における当該他の許可更新及び許可更新（クロスボウに係るものを除く。）を受けようとする者が福岡県において同時に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合における当該許可更新の場合にあつては、四、八〇〇円）
---------------	---	--

(二) 新たな許可証の交付を伴う許可更新（クロスボウに係るものに限る。）の場合	七、二〇〇円（許可更新（クロスボウに係るものに限る。）を受けようとする者が福岡県において同時に他の許可更新（クロスボウに係るものに限る。）を受けようとする場合における当該他の許可更新及び許可更新（クロスボウに係るものに限る。）を受けようとする者が福岡県において同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該許可更新の場合にあつては、四、八〇〇円）
(三) 新たな許可証の交付を伴わない許可更新（クロスボウに係るものを除く。）の場合	六、八〇〇円（許可更新（クロスボウに係るものを除く。）を受けようとする者が福岡県において同時に他の許可更新（クロスボウに係るものを除く。）を受けようとする場合における当該他の許可更新及び許可更新（クロスボウに係るものを除く。）を受けようとする者が福岡県において同時に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合における当該許可更新の場合にあつては、四、四〇〇円）
(四) 新たな許可証の交付を伴わない許可更新（クロスボウに係るものに限る。）の場合	六、八〇〇円（許可更新（クロスボウに係るものに限る。）を受けようとする者が福岡県において同時に他の許可更新（クロスボウに係るものに限る。）を受けようとする場合における当該他の許可更新及び許可更新（クロスボウに係るものに限る。）を受けようとする者が福岡県において同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該許可更新の場合にあつては、四、四〇〇円）

第十一条第二項の表九の項中「射撃練習資格」を「猟銃等射撃練習資格」に改め、同表一〇の項中「当該資格認定」を「銃刀法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格の認定」に、「他の資格認定」を「他の同項の規定による年少射撃資格の認定」に改め、同表に次のように加える。

一四 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

九、三〇〇円（銃刀法第九条の十六第一項の規定による射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者が福岡県において同時に他の同項の規定による射撃練習を行う資格の認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定による射撃練習を行う資格の認定の場合にあつては、五、六〇〇円）

附則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十七号

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「もの」の下に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障がいのある人が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月八日

福岡県条例第三十七号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（福岡県職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「から十五年以内」を「から二十年以内」に改め、同項第三号イ中「四万五千二百円」を「四万九千五百円」に改め、同号ロ及びハ中「三万七百元」を「三万五千元」に改める。

第二十一条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

（福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

（福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第七条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

6 地方公務員法第二十二條の三の規定により臨時的に任用された職員に令和三年十二月に支給する期末手当の額は、第六條第一項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和三年福岡県条例第三十七号）第一條の規定による改正前の県職員給与条例第二十一條第二項に規定する方法により算定した額とする。

（福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

第八条 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項を次のように改める。

2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
 - 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
 - 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
 - 四 三箇月未満 百分の三十
- 附則に次の一項を加える。

（令和三年十二月に支給する期末手当の額）

4 会計年度任用職員に令和三年十二月に支給する期末手当の額は、第十三條第二項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和三年福岡県条例第三十七号）第一條の規定による改正前の県職員給与条例第二十一條第二項、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和三年福岡県条例第四十号）による改正前の警察職員給与条例第二十二條第二項又は福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和三年福岡県条例第三十九号）による改正前の学校職員給与条例第二十二條第二項に規定する方法により算定した額とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二條、第四條及び第六條並びに附則第二項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（福岡県職員の給与に関する条例の一部改正）

2 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第九條中「四万五千二百円」を「四万九千五百円」に、「三万七千円」を「三万五千元」に改める。

（人事委員会規則への委任）

3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二條第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十八号

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号

）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十九号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。